公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー 令和7年度 旅行商品支援金 の申請にかかる Q&A

① 共通

Q. 支援金は課税対象か

長野市旅行商品支援金は不課税です。

② 長野市バスツアー造成支援金について

Q. 申請する単位は

企画単位とします。複数日設定し販売する旅行商品は1つとして申請していただき、 最後の旅行日程の終了をもって、実績をご報告ください。

Q. ほかの支援金制度などを併用できるか

当法人から他の補助金等の交付を受けていないことと規定しています。ほかの団体 等から補助金等を受けることは妨げません。

Q. 宿坊に宿泊するツアーでもよいか

長野市内の宿泊施設として、宿坊も対象となります。

Q. 1 社あたり上限額が 300,000 円とあるが、複数事業所がある場合でも 1 社という扱いか

複数事業所がある場合も、同一企業の場合は1社として対応いたします。

③ 信州まつもと空港利用旅行商品支援金について

Q. 信州まつもと空港の定期便を利用し、長野市に宿泊するツアーではあるが、2泊旅行の内1泊はほかの自治体で宿泊するが、対象となるか。

「信州まつもと空港の定期便を利用」「長野市内の宿泊施設に宿泊」という要件を満たすため、対象となります。